

法第十三条は、第一項の定めに依る者（有害性の調査の指示等の対象となる者）を當んでいた者とする。

2 法第十四条第一項の經濟産業省令で定める者は、有害性の調査の指示の日前三年以内に当該調査に係る監視化学物質の製造又は輸入の事業を當んでいた者とする。

2 法第十三第一項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによって行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することができないことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによって行うものとする。

第十条 法第十三条第一項の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 監視化学物質の名称
- 二 監視化学物質の前年度の出荷数量
- 三 監視化学物質を製造した場合にあつてはその監視化学物質を製造した事業所名及びその所在地、監視化学物質を輸入した場合にあつてはその監視化学物質が製造された国名又は地域名

（監視化学物質の製造数量等の届出）
術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）に様式第十二によつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することができない場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。

(以下「第二種特定化學物質の製造等」という。)を行ふ日の一月前日の又は当該第二種特定化學物質若しくは第二種特定化學物質使用製品の指定の日から一月を経過した日のいずれか遅い日」とする。

(第二種特定化學物質の製造予定数量等の変更の届出)

第十四条 法第三十五条第二項の変更の届出をしようとする者は、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(第一種特定化學物質の製造数量等の届出)

第十五条 法第三十五条第六項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

3 当該第二種特定化學物質又は第二種特定化學物質使用製品の指定の日（以下「指定日」といふ。）を含む年度（以下「指定年度」という。）及び指定年度（指定日が当該指定年度の末月又はその前月に含まれるものに限る。）の翌年度の第二種特定化學物質の製造等に係る法第三十五条第一項の届出についての前項の規定の適用については、同項中「当該年度において当該第二種特定化學物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化學物質使用製品の輸入（以下「第一種特定化學物質の製造等」といふ。）を行つて一日の一月前」とあるのは、「当該年度において

2
入しようとする場合にあつてはその第一種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造される国名又は地域名法第三十五条第一項の届出は、当該年度において当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入（以下「第二種特定化学物質の製造等」という。）を行う日の一ヶ月前までに様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。

(第二種特定化学物質の製造予定期量等の届出)
第十三条 法第三十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の出荷予定期量

三 第二種特定化学物質を製造しようとする場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造する事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸

第十七条 法第五十五条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人に通知し、かつ、告示しなければならない。

ことによつて行うことが困難であるときは、經濟産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出することによつて行うものとする。
(収去証)
第十五条の二 法第四十四条第一項から第三項までの規定により經濟産業省の職員が化学物質を収去するとき又は同条第五項の規定により機構の職員が化学物質を収去するときは、披去者に様式第十五による収去証を交付しなければならない。
(身分証明書)

法第三十五条第六項の届出は、毎年度六月三十日まで（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第十二条の規定に基づき光ディスクによる届出をを行うときは、七月三十一日まで）に様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出することによつて行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出する

一 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の名称

二 第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品の前年度の出荷数量

三 第二種特定化学物質を製造した場合にあつてはその第二種特定化学物質を製造した事業所名及びその所在地、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した場合にあつてはその第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品が製造された国名又は地域名

二項の申請又は第二十六条第一項若しくは第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、
第一項の申請、同条第二項の届出、第二十二条
第二項の申請又は第二十六条第一項若しくは第
二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項、
第十八条及び第十九条 削除
(電子情報処理組織による届出等)
第二十条 法第十七条第二項若しくは第二十一条
たときは、その期日及び場所を第四項の規定に
よる指定を受けた者及び第五項の規定により意
見聴取会に出席を求められた者に通知しなけれ
ばならない。

9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの方に対し、その発言を禁止し、又は退場させなければならぬ。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるとき
は、学識経験のある者、関係行政機関の職員そ
の他の参考人に意見聴取会に出席を求めるこ
とができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、第四項
の規定による指定を受けた者又はこれらの代理
人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求
められた者以外の者は、意見を述べることがで
きない。

4 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する実事を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

経済産業大臣は、前項の規定による届出した者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

第三十五条第一項若しくは第二項の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。ただし、届出等を行おうとする者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することとされて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 電子届出等様式（届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととさ

れている様式であつて、届出等を書面等によ

り行うときに従うこととされている様式（以

下「書面届出等様式」という。）に記載すべ

き事項のうち、届出等の名称、届出等を行う

日付、届出等を行う相手方の名称、届出等を

行う者の住所、届出等を行う者の氏名又は名

称及び法人にあつては、その代表者の氏名並

びに届出等を行う旨の表示を記録すべきもの

として、経済産業大臣の指定する電子計算機

に備えられたファイルから入手可能な様式を

いう。以下同じ。）に記録すべき事項

二 書面届出等様式に記載すべき事項（前号に

掲げる事項を除く。）

三 当該届出等を書面等により行うときに法令

の規定に基づき添付すべきこととされている

書面等に記載されている事項又は記載すべき

事項であつて、前号に掲げる事項を除いた

もの

前項の届出等を行おうとする者は、同項の規

定により入力する事項についての情報を電子署

名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成

十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する

電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電

子署名に係る電子証明書（届出等を行おうとす

る者が電子署名を行つたものであることを確認

するために用いられる事項が当該届出等を行お

うとする者に係るものであることを証明するた

めに作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）

であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

と併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五

号）第十二条の二第一項及び第三項（これら

の規定を他の法令の規定において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

署名用電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年

法律第五百五十三号）第三条第一項に規定する

第三号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造

数量等の届出に係る特例）

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報技術活用法第六条第一項、第九条第一項、第九条第六項の届出を

行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処

理組織を使用して届出を行うときは、経済産業

大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を

届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機

であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適

合するものから入力しなければならない。この

場合において、経済産業省の所管する法令に係

る情報通信技術を活用した行政の推進等に関す

る法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八

号）第四条第三項の規定は適用しない。

一 電子届出等様式に記載すべき事項

二 法第八条第一項、第九条第一項、第十三条

第一項又は第三十五条第六項の規定により届

け出るべきこととされている事項

前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織

を使用して行う場合において記載すべき事項と

された署名等に代わるものであつて、情報通信

技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で

定めるものは、第二十一条第二項の規定により

付与された届出者等コードを前項の規定に基づ

く電子計算機から入力することをいう。

（届出等等コード）

第二十一条 第二十条第一項又は前条の規定によ

る届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出

者等確認コードその他の必要な事項を様式第十八

により記載した書面を提出することにより経済

産業大臣に届け出なければならない。

第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項

等に変更があつたときは、遅滞なく、それぞれ様式

第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業

の規定を他の法令の規定において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

署名用電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年

法律第五百五十三号）第三条第一項に規定する

第三号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造

数量等の届出に係る特例）

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報技術活用法第六条第一項、第九条第一項、第九条第六項の届出を

行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処

理組織を使用して届出を行うときは、経済産業

大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を

届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機

であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適

合するものから入力しなければならない。この

場合において、経済産業省の所管する法令に係

る情報通信技術を活用した行政の推進等に関す

る法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八

号）第四条第三項の規定は適用しない。

一 電子届出等様式に記載すべき事項

二 法第八条第一項、第九条第一項、第十三条

第一項又は第三十五条第六項の規定により届

け出るべきこととされている事項

前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織

を使用して行う場合において記載すべき事項と

された署名等に代わるものであつて、情報通信

技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で

定めるものは、第二十一条第二項の規定により

付与された届出者等コードを前項の規定に基づ

く電子計算機から入力することをいう。

（届出等等コード）

第二十一条 第二十条第一項又は前条の規定によ

る届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出

者等確認コードその他の必要な事項を様式第十八

により記載した書面を提出することにより経済

産業大臣に届け出なければならない。

第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項

等に変更があつたときは、遅滞なく、それぞれ様式

第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業

の規定を他の法令の規定において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

署名用電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年

法律第五百五十三号）第三条第一項に規定する

第三号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造

数量等の届出に係る特例）

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報技術活用法第六条第一項、第九条第一項、第九条第六項の届出を

行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処

理組織を使用して届出を行うときは、経済産業

大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を

届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機

であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適

合するものから入力しなければならない。この

場合において、経済産業省の所管する法令に係

る情報通信技術を活用した行政の推進等に関す

る法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八

号）第四条第三項の規定は適用しない。

一 電子届出等様式に記載すべき事項

二 法第八条第一項、第九条第一項、第十三条

第一項又は第三十五条第六項の規定により届

け出るべきこととされている事項

前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織

を使用して行う場合において記載すべき事項と

された署名等に代わるものであつて、情報通信

技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で

定めるものは、第二十一条第二項の規定により

付与された届出者等コードを前項の規定に基づ

く電子計算機から入力することをいう。

（届出等等コード）

第二十一条 第二十条第一項又は前条の規定によ

る届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出

者等確認コードその他の必要な事項を様式第十八

により記載した書面を提出することにより経済

産業大臣に届け出なければならない。

第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項

等に変更があつたときは、遅滞なく、それぞれ様式

第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業

の規定を他の法令の規定において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

署名用電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年

法律第五百五十三号）第三条第一項に規定する

第三号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造

数量等の届出に係る特例）

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報技術活用法第六条第一項、第九条第一項、第九条第六項の届出を

行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処

理組織を使用して届出を行うときは、経済産業

大臣の定めるところにより、次に掲げる事項を

届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機

であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適

合するものから入力しなければならない。この

場合において、経済産業省の所管する法令に係

る情報通信技術を活用した行政の推進等に関す

る法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八

号）第四条第三項の規定は適用しない。

一 電子届出等様式に記載すべき事項

二 法第八条第一項、第九条第一項、第十三条

第一項又は第三十五条第六項の規定により届

け出るべきこととされている事項

前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織

を使用して行う場合において記載すべき事項と

された署名等に代わるものであつて、情報通信

技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で

定めるものは、第二十一条第二項の規定により

付与された届出者等コードを前項の規定に基づ

く電子計算機から入力することをいう。

（届出等等コード）

第二十一条 第二十条第一項又は前条の規定によ

る届出等を行おうとする者は、あらかじめ届出

者等確認コードその他の必要な事項を様式第十八

により記載した書面を提出することにより経済

産業大臣に届け出なければならない。

第一項の届出等を行つた者は、届け出た事項

等に変更があつたときは、遅滞なく、それぞれ様式

第十九又は様式第二十によりその旨を経済産業

の規定を他の法令の規定において準用する場

合を含む。以下同じ。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

署名用電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年

法律第五百五十三号）第三条第一項に規定する

第三号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報処理組織による一般化学物質の製造

数量等の届出に係る特例）

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣

が告示で定める電子証明書

（電子情報技術活用法第六条第一項、第九条第一項、第九条第六項の届出を

行おうとする者は、情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処</

様式第5（第5条の2関係）

第1種特定化学物質使用基準提出書
年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は本名及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

化学会社の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 事業所名及びその所在地
2 第1種特定化学物質の名称及びその量
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人名にあつては、提出書の右端に記載すること。

様式第6（第5条の3関係）

第1種特定化学物質提出用紙に関する交付登出書
年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は本名及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

化学会社の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 受取の届出
2 交付の届出
3 受取の届出日
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人名にあつては、提出書の右端に記載すること。

様式第7

許可製造業者
第1種特定化学物質提出用紙提出書
年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は本名及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

化学会社の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 申請の届出
2 通知の届出
3 申請の届出日
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人名にあつては、提出書の右端に記載すること。

届け出第1項の届出を受けた年月日及び許可番号
4 被承認者の氏名又は本名及び法人にあつては、その代表者の氏名
5 被承認者の住所
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 用紙の左側の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「提出使用者」のうち該当しない文字は削除すること。

様式第8

許可製造業者
第1種特定化学物質提出用紙提出書
年 月 日

経済産業大臣 聞

氏名又は本名及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

化学会社の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項の規定により、次のとおり
届け出ます。

1 被承認者の氏名及び住所
2 被承認者の氏名又は本名第1項の届出を受けた年月日及び許可番号
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 被承認者の氏名又は本名及び法人にあつては、その代表者の氏名
3 第1種特定化学物質の名称又は法人の地位を示すものとして選定された者の氏名及び
住所
4 申請の届出日
備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 製造中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「提出使用者」のうち該当しない文字は削除すること。
3 証明は、第1種特定化学物質の名称又は法人の地位を示すものとして選定された者の氏名及び
住所以外の相続人を其が記名すること。

資料登録者
第1種特化型資料登録・利用・貸出取扱説明書
提出使用者

年　月　日

東京大蔵

副担当者　名前と会員登録IDにあつては、
その代わりの名前
主任
氏名と会員登録IDにあつては、
その代わりの名前
主任

許可登録者
おとり第1種特化型資料登録・利用・
貸出取扱説明書について細則があつたことを経験
した人の氏名と会員登録ID

個人登録者
個人登録者登録登録番号
個人登録者登録番号第1欄に受け取ったものと日本語で
記入する

内閣文庫登録者
内閣文庫登録番号

1.確定資料登録用紙A-1、輸入・輸出を記載した者の氏名及び他所
記載の項目と、日本語登録用紙A-4ですること。
2.登録用紙A-1、日本語登録用紙A-4ですること。
3.「登録用紙A-1」、「登録用紙A-4」、「登録用紙A-5」及び「提出使用者用」のう
な文字で記載すること。
4.登録用紙A-1、日本語登録用紙A-4ですること。

卷六

第1種特定化學物質的可製造事業場上場

年 月 日

經濟產業大証

その他の文書の氏名
住所

化学物質の査査及び製造等の規制に関する法律第二条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 要するに第一種物質の販売の取扱い
- 2 通常の販売並びに他の販売
- 3 [未記入] 第1項の販売並びに交付等及び許可番号
- 4 営業の年月日
- 5 営業の場所

備考 1 用紙の大きさは、日本便箋規格A4とすること。
2 横書き（「ヨコ」）及び「縦書き（「ヨコ」）」のうちどちらかしない文字は捺印すること。

樣式第10

2. 部門代號-輸入點號為TC41的點號

①化学物質名等
 ②製造・輸入した一般化学物質の名稱と番号】
 该法による規制において新規一般化学物質に係る届出が小量場合は、物質生産欄に法規第4条第4項に規定する通知に係る判定番号の化学物質名を記載すること。」

する審査の実施手順(7項目)を記載すること。

製造・輸入した化学物質が2つ以上上の官報登録番号で示される場合には、以下の欄も用いて両該官報登録番号と対応する官報公示名前を上記を含めて主要な2つまで記載すること。

〔高分子化合物の認定の有無(該当する場合は○印を記入)〕

様式第11（第9条の2第2項関係）

様式第12（第9条の3第2項関係）

備考欄(第14回)参考用欄、各用意欄		5 / 2
【選択】 選択肢が複数ある場合は、複数の選択肢を記入する。選択肢は、該当する選択肢を複数記入する。(複数回答可)		
【選択用印記】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
【かく文】	選択肢A、B、C	
【選択肢】 選択肢が複数ある場合は、複数の選択肢を記入する。(複数回答可)		
A: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
B: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
C: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
D: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
E: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
F: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
G: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
H: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
I: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
J: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
K: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
L: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
M: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
N: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
O: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
P: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
Q: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
R: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
S: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
T: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
U: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
V: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
W: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
X: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
Y: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
Z: 著者名/題名/著者名/題名/著者名/題名		
【参考用欄】		
【入力欄】		
【参考用欄】 参考用欄、既に記入済みの場合は、該欄を記入する。		
参考用欄		
備考欄		
マーク		
1. 選択肢Aが正解である場合はAにマーク。		
2. 選択肢Bが正解である場合はBにマーク。		
3. 選択肢Cが正解である場合はCにマーク。		
4. 選択肢Dが正解である場合はDにマーク。		
5. 選択肢Eが正解である場合はEにマーク。		
6. 選択肢Fが正解である場合はFにマーク。		
7. 選択肢Gが正解である場合はGにマーク。		
8. 選択肢Hが正解である場合はHにマーク。		
9. 選択肢Iが正解である場合はIにマーク。		
10. 選択肢Jが正解である場合はJにマーク。		
11. 選択肢Kが正解である場合はKにマーク。		
12. 選択肢Lが正解である場合はLにマーク。		
13. 選択肢Mが正解である場合はMにマーク。		
14. 選択肢Nが正解である場合はNにマーク。		
15. 選択肢Oが正解である場合はOにマーク。		
16. 選択肢Pが正解である場合はPにマーク。		
17. 選択肢Qが正解である場合はQにマーク。		
18. 選択肢Rが正解である場合はRにマーク。		
19. 選択肢Sが正解である場合はSにマーク。		
20. 選択肢Tが正解である場合はTにマーク。		
21. 選択肢Uが正解である場合はUにマーク。		
22. 選択肢Vが正解である場合はVにマーク。		
23. 選択肢Wが正解である場合はWにマーク。		
24. 選択肢Xが正解である場合はXにマーク。		
25. 選択肢Yが正解である場合はYにマーク。		
26. 選択肢Zが正解である場合はZにマーク。		

様式第18(第21条第1項関係)
電子情報処理組織使用用届
年 月 日

電子情報通信技術審査基盤
年 月
経済産業大臣 殿
署名者 氏名
氏名は各勤務先の法人においては、その代表者と氏名
は、以下のとおり見開きありますと想受けられます。
見開き方
見開き方

様式第20(第21条各款3項関係)
電子取扱修理組合
経済産業大臣 殿
届出者 住氏 つ
経済産業省関係化物質の審査及び製造等の
3項の規定に基づき、使用を廃止する電子機器
が提出します。
1 展示者等識別コード
2 展示者ロード